

◇退職所得に対する住民税の特別徴収についてのお知らせ◇

平成 25 年 1 月 1 日から適用

平成 25 年 1 月 1 日以降の退職所得に対する住民税の計算方法が変わります。

①退職所得控除額の算出について

この点については変更がなく、従来と同じ方法で求め勤続年数に応じて計算されます。

1 勤続年数が 20 年以下の場合 40 万円×勤続年数(80 万円に満たないときは、80 万円)

2 勤続年数が 20 年を超える場合 800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

※ 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記の金額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

②退職所得の金額の算出について

(退職所得等の支払額 - ①退職所得控除額) × 1/2 = ②退職所得の金額

(千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる)

・従来の計算方法

退職所得の計算方法(H19.1.1以降)

☆特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		=	税 額	
		市町村民税 6 %	道府県民税 4 %		市町村民税 (A)	道府県民税 (B)

税 額		-	控 除 額		=	特別徴収すべき税額	
市町村民税 (A)	道府県民税 (B)		(A)×10% (C)	(B)×10% (D)		市町村民税 (A) - (C)	道府県民税 (B) - (D)

・改正後の計算方法 (平成25年1月1日以降)

改正後の計算方法(10%控除が廃止されます)

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収すべき税額	
		市町村民税 6 %	道府県民税 4 %		市町村民税 (A)	道府県民税 (B)

(注 意)

1. 退職所得の金額(収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額)
に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。(退職所得の金額は 1,000 円単位)...
2. 特別徴収すべき税額(市町村民税額、道府県民税額)に、百円未満の端数がある場合には、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる(特別徴収すべき税額は 100 円単位)。

※詳細は、甲賀市役所 税務課 市民税係 (電話 0748-65-0679)へお問い合わせください